取引先各位

(経理関連ご担当者様)

株式会社サティスファクトリー

インボイス制度への対応について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご高承の通り、2023 年 10 月 1 日から、消費税の仕入税額控除の方式として「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」が開始されます。(インボイス制度の詳細については国税庁のホームページをご覧ください)

つきましては、弊社で取り扱うインボイス制度についてご案内いたしますので、ご確認く ださいますようお願い申し上げます。

敬具

1 適格請求書発行事業者の登録

弊社は適格請求書発行事業者の登録を行いましたので、登録番号をお知らせします。 T4010001075532

2 適格請求書発行事業者としてインボイスを交付します。

9月度分発行の請求書より、適格請求書発行事業者の登録番号及び適用税率を追記することでインボイスとします。仕入税額控除の適用を受けるためには、インボイスの保存が必要となりますので、お取引様ご自身で保管ください。

また、上記のインボイスについては、媒介者交付特例を適用し、弊社の登録番号のみ記載しております。

3 弊社への請求

(1) 適格請求書発行事業者様

弊社への課税取引に係る請求については、インボイスを交付していただきますようお願いします。

(2) 適格請求書発行事業者への登録のお願い

インボイスを交付できるのは、納税地を所轄する税務署長に登録申請を行い、インボイス発行事業者として登録を受けた事業者に限られます。インボイス発行事業者への登録申請にご協力ください。

以上